

【重要】

本年度後期等の授業の実施等に当たり、対面による授業の実施の検討を含め、学生の学修機会の確保に十分御留意いただくことと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底いただくこととの両立の観点から、配慮いただきたい事項や工夫についてまとめましたので、お知らせします。

2文科高第543号
令和2年9月15日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策について (周知)

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生の学修機会の確保とを両立する観点から、様々な工夫にお取り組みいただき、感謝申し上げます。同感染症への対応については、令和2年6月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（以下「6月通知」という。）によりお示しするとともに、本年度後期や次年度の各授業科目の実施に係る留意点については、同年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（以下「7月事務連絡」という。）によりお知らせしているところであり、各大学等における本年度後期等（2学期制を採らない大学等

にあつては、9月～10月頃に開始される学期の区分を含む。以下同じ。)の授業等の教育活動の実施に当たっても、引き続き、適切に御対応いただくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、長期的な対応が求められることも考えられますので、令和2年8月25日付高等教育企画課事務連絡「大学等における本年度後期等の授業の実施方針等について」をもって実施した調査の結果や、複数の大学等との間で実施した意見交換での聴取事項も踏まえ、本年度後期等の教育活動の遂行に当たって御配慮いただきたい事項や、考えられる工夫等について別紙のとおり取りまとめました。各大学等においては、本通知の内容にも十分御留意いただきながら、引き続き、同感染症の拡大防止と学生の学修機会の確保の両立に努めていただきますようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、6月通知等のこれまでの通知及び事務連絡においてお示ししている留意事項についても、引き続き御参照いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）

E-mail: koutou@mext.go.jp

○遠隔授業の特例措置について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3338）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○学生の修学支援、学生への情報提供・注意喚起について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○大学図書館について

文部科学省研究振興局 参事官（情報担当）付 学術基盤整備室（内4079）

E-mail: jyogaku@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp

本年度後期等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止と 学生の学修機会の確保の両立のための留意事項について

1. 授業等の実施に際しての留意事項

(1) 授業の実施方法・形態

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、本年度当初から、学生の学びを保障するために様々な工夫に取り組んでいただいているところですが、引き続き、学生の学修機会の確保のために万全を期していただくようお願いします。

この際、大学等における教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間的人的な交流等も重要な要素であることにも御留意いただきつつ、学生への学修機会を提供する観点から、具体的には、以下に掲げる事項を踏まえ、本年度後期等における授業の実施方法や形態等について、適切に御判断をいただくようお願いします。

なお、各大学等の協力を得て文部科学省において実施した本年度後期等の授業の実施方針等に関する調査の結果では、全国の大学等のほとんど全てが、感染対策を講じた上で全面的に面接授業を実施するか、又は面接授業と遠隔授業を併用する方針となっており、全面的に遠隔授業を用いる予定の大学等はごく少数となっています（別添参照）。

- ・ 本年度後期等の授業の実施方法等の検討に当たっては、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、本年度の授業の実施状況や学生の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討すること。
- ・ 感染対策を徹底した上での面接授業の実施について検討いただくに当たっては、本通知 1. (2) で示す考え方や、文部科学省からお示ししている好事例等も御参照いただき、大学等の規模や施設・設備の条件、授業の内容・手法等の実情に合わせて検討いただきたいこと。
- ・ 7月事務連絡等においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業は、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。また、こうした場合であっても面接授業との併用について検討するとともに、遠隔授業の実施に当たっては、面接授業に相当する教育効果を有する必要があることに留意すること。面接授業の機会が著しく少ない場合等においては、面接授業を実施できない理由や、それに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について、学生に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。
- ・ その他、授業の実施方法の検討に際しては、7月事務連絡も参照すること。

(2) 学修機会の確保と感染対策を両立するための工夫

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底して講じつつ、学生の学修機会を確保できる質の高い教育を提供するためには、各大学等においてそれぞれの実情に応じた創意工夫に努めていただくことが不可欠です。各大学等においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策を講じることに加え、感染拡大のリスクが高い3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を徹底的に避けるなど、「新しい生活様式」¹の実践に御留意いただきつつ、学生が納得できる学修機会を確保するための取組を講じるよう努めてください。

文部科学省においては、複数の大学との意見交換等を通じて、コロナ禍における優れた取組の例を収集し、各大学等における検討の参考となるよう、下記のとおり留意事項と併せて整理を行いました。本年度後期等の授業等の実施や学内の運営に当たっては、ここに示す考え方も踏まえ、各大学等の状況に応じて、学修者の目線に立った教育を行うための積極的な検討をお願いします。

また、文部科学省ホーム・ページにおいては、各大学における優れた取組の例を紹介²しており、今般実施した意見交換の結果も踏まえ、今後さらなる情報発信を行う予定ですので、そちらについても併せて御参照ください。

①感染対策を講じた上での面接授業の実施

- ・ 感染症対策の3つのポイントである、①感染源を絶つこと、②感染経路を断つこと、③抵抗力を高めることに即した対応が求められること。

なお、大学等における感染症対策については、令和2年9月3日付高等教育企画課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について」をもってお知らせした「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」³（以下「学校衛生マニュアル」という。）についても、必要に応じて参照いただきたいこと。

- ・ 感染源を絶つためには、学内にウイルスを持ち込まないことが重要であることから、たとえば、学生や教職員等に対して検温をはじめとする健康観察を促し、発熱等の風邪の症状がある場合においては通学せず休養するよう求めることや、大学等の入口に検温所を設け、入構する者に対して検温を実施することなどが考えられること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、一般的に、飛沫感染・接触感染を経路とすることから、この感染経路を断つため、たとえば、学生や教職員等はもとより、構内に入る者に対して手洗いの励行、マスクの着用など感染症対策のための行動について周知・啓発を行うことが求められること。

¹ 厚生労働省ホーム・ページ参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

² 大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例について（令和2年8月11日）

https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

³ 文部科学省ホーム・ページ参照。

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- ・ このほか、具体的な取組として、以下に掲げる例も参照いただきたいこと。
 - ✓ 不特定多数の者が触れる場所（ドアノブやエレベータのボタン等）に対する消毒の実施や、手指を消毒するための学内への消毒液の設置など、**接触による感染の拡大を防止するために必要な措置を講じている例**
 - ✓ 消毒の実施に当たって、通常の学内清掃を業務委託している業者に対して、必要な消毒についても併せて依頼している例や、机や椅子、共用PCのキーボード等について、**使用した学生が自主的にふき取りを行えるよう、除菌シートを確保している例**
 - ✓ 教室等において授業を行う際、**当該教室が3つの密に陥ることのないよう、換気を徹底することや、席配置の工夫により教室内の密度を下げる工夫を行っている例**。具体的には、一度に教室を利用する学生の数を本来の収容定員の半分程度までに制限し、着席不可の席をステッカー等で明示することや、机同士の距離を離して配置することといった取組を講じている例
 - ✓ 上記のような教室の少人数化を図るための取組として、**1つの授業クラスを2教室に分割した上で、片方には対面による授業を、他方にはリアルタイムでの配信授業を行い、これを交互に入れ替える**といった取組を講じている例
 - ✓ 施設上の制約等により、ひとつの授業科目の毎回の授業を面接授業によって行うことが困難であると判断し、遠隔授業を実施する場合において、**学生を2つのグループに分け、週替わりで面接授業と遠隔授業を交互に実施する例**や、**面接授業を実施すべき回数を全学的な目標として設定するなど、対面による指導の機会の確保に努めている例**
 - ✓ 感染対策の徹底との兼ね合いから、全ての授業科目について面接授業によることができない場合において、**大学の学修に慣れていない学部1年生等の授業を優先的に面接授業によって実施している例**や、**対面での直接の指導を行う必要性が高い実験・実習・実技等を中心とした授業科目や、学生が面接授業の実施を強く希望している科目等**について、優先順位を付して、順次面接授業を実施している例
 - ✓ 面接授業での実施を原則とする授業科目においても、基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長い学生、重症化リスクが高い高齢者と同居している学生など、**面接授業の実施について不安を有する者**に対しては、**自宅での遠隔授業の受講を認めている例**

②遠隔授業を実施する場合の留意点

- ・ 施設上の制約等により、感染症対策を講じた上での面接授業を実施することが困難であると判断し、遠隔授業を実施する場合には、7月事務連絡の内容にも十分御留意

の上、当該遠隔授業が面接授業に相当する教育効果を有するものとなるよう取り組んでいただく必要があること。

- 学期を通じて面接授業の受講等キャンパス内での学修の機会がほとんどないまま、自宅での遠隔授業の受講に終始するような学生が生じることのないよう配慮いただきたいこと。
- 遠隔授業の受講に係る通信費等が学生の過度な負担とならないよう、たとえば、感染対策を講じた上で学内のPCルームを開放することや、Wi-Fi設備を整えた遠隔授業を受講するための教室を用意することなども考えられること。
- 学生に遠隔授業の一環として課題を課す場合には、例えば、各学部等において課題の実施状況や全体量を把握し、必要に応じて調整するなど配慮いただきたいこと。
- 令和2年5月22日付大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」においても示しているとおり、遠隔授業の実施に当たっては、非常勤講師を含む教員個人に過度の負担を強いることのないよう、大学等の設備を最大限活用する（大学等における機器の使用や教員への機材の貸出し等）など、各大学等の状況に応じた取組を講じていただきたいこと。

(3) 交流機会の設定等の学生生活への配慮

感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施について検討いただくことはもとより、大学等における学びにおいては、学生と教職員等とのコミュニケーションや学生同士の交流も重要な要素であることから、これらを実現するための機会を設定することについても積極的に対応いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会や生活の変化等を背景として、学生がさまざまな不安を抱えやすい状況にあります。特に、大学等における学修や学生生活に慣れていない新入生において、想像していた大学生活との差異に悩みを有していることや、同感染症の影響により社会情勢の先行きが見通せないことから、就職活動を行う学生に不安感が高まっていることも考えられます。

学生のメンタルヘルス等の相談対応については、これまでも万全を期していただくようお願いしているところですが、今般の情勢も踏まえ、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新入生をはじめとする学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく御対応いただくようお願いします。また、企業等における採用活動においても、新型コロナウイルス感染症の影響が生じているところであり、就職活動に不安を抱える学生への対応については、6月通知においても示しているとおり、就職活動に関する積極的な情報提供や相談体制の強化等を御検討いただくようお願いします。

各大学等において、学生が安心して大学等における学びに打ち込めるよう、学生生活への御配慮をいただくに当たっては、以下のような例もあることから、御参照ください。

- ✓ 年度や学期の冒頭等に行うオリエンテーションやガイダンスの機会は、学生に対して学修の道筋を示すとともに、学生同士の交流を確保するための重要な機会になり得るものであることから、学部や学科ごとに日時を分けることで一度に学内に滞在する人数を減らすことや、時間を例年よりも短縮すること等の感染対策を講じた上で、今年度も対面の形式で実施している例
- ✓ 大学生活に慣れておらず、人間関係がまだ構築されていない新入生を対象として、オンラインでの交流機会を設けるのみならず、感染対策を講じた上での交流イベントの実施など、キャンパスでの交流の機会を設けている例
- ✓ SNSを活用して学生の悩みを把握しやすい体制を整備しているものや、従来から学生相談室で実施している臨床心理士による相談について、通常の対面方式に加えて、ウェブ会議システムやメールを用いての受付にも対応している例

(4) 大学図書館をはじめとする学内施設の利用

大学図書館をはじめとする学内の施設についても、地域の感染状況や、施設の規模、利用者数、教育・研究効果等を総合的に考慮し、本年度の授業・研究の実施状況や学生・研究者等の状況・希望等も踏まえながら、感染対策を講じた上で、来館を伴う施設の利用も含め、できる限り学生・研究者等の利用に供するための工夫に努めていただくことが必要です。

学生等に施設を利用させる場合には、本通知 1. (2) ①において示している感染対策の内容も踏まえつつ、以下に掲げる事項について御留意ください。

- ・ 大学図書館に関しては、利用者の利便性の向上等を図る観点からも、6月通知に掲げる以下の例も併せて引き続き検討いただきたいこと。
 - ① 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の参加館において、館内閲覧・複写サービスを継続・再開すること
 - ② 閲覧が館内に限定されているデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等の館外利用を可能にすること
 - ③ 図書館への来館を伴わない貸出及び複写サービスを実施すること
 - ④ 日時・場所を限定したサービス（短時間の入館許可、事前申込制、閲覧を伴わない貸出、古典籍資料や貴重書などの図書・文献取寄サービスになじまない資料の閲覧等）を実施すること 等
- ・ このほか、具体的な取組として、以下に掲げる例も参照いただきたいこと。
 - ✓ 図書館やPCルーム等の学内施設について、感染対策のため、同時に利用することが可能な人数や利用時間を制限しながら開放する一方、図書の郵送貸出や複写サービスも継続するなど、学生のニーズに合わせた対応を行っている例

- ✓ 課外活動など正課外の活動のために学内施設を利用させる場合にあっては、利用を希望する学生等に対して、感染対策として講じる措置の内容の提示を求め、十分な対策と認められる場合に個別に許可を与えている例

2. 感染拡大の防止のための留意事項

(1) 注意喚起の徹底

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは、学内における衛生環境の整備等に加えて、学生や教職員一人一人において、適切な行動をとるよう心掛けていただくことが必要です。

このため、各大学等におかれては、在籍する学生や教職員等に対し、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、改めて、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うようお願いします。注意喚起等の実施に当たっては、令和2年7月28日付高等教育局長通知「飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の徹底について」において示している内容も御参照の上、学生等の一人一人に確実に行きわたる手段を確保して実施されるようお願いします。

(2) 学生寮等の感染リスクが高くなりやすい場面での対応

本年7月～8月にかけて、国内の感染者数が増加したことに伴い、大学等における学生等の感染事案の文部科学省への報告数も増加傾向にありました。中でも、運動部活動に参加した学生の集団において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになってきました。大学における運動部活動における感染対策については、令和2年9月3日付初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長通知「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（以下「9月3日通知」という。）に基づき、特に感染対策の徹底に取り組んでいただくようお願いします。

また、運動部活動に参加する学生等の集団における感染事案の中には、同じ寮で生活していた事例も見られます。学生寮や寄宿舍は学生が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。大学等の設置者及び学生寮等の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について検討し、9月3日通知において示しているとおおり、以下に掲げる事項も踏まえ、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

①居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行うこと。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けること。

- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用すること。

②共用スペースにおける感染対策

(基本的な考え方)

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用すること。
- ・ 換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作ること。
- ・ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにすること。
- ・ 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討すること。

イ. 食堂

- ・ 食堂の使用前後に手洗いをを行うこと。
- ・ 食卓は座席の間隔をあけること。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましいこと。
- ・ 向かい合って着席しないように座席を配置すること。
- ・ 大声での会話を控えるように指導すること。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと、②マスクを着用すること、③料理のそばでは会話を控えることに留意すること。
- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒すること。

ロ. 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意すること。
- ・ 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はないこと。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃し、脱衣所の複数人が触った場所は消毒すること。

ハ. トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用すること。
- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒すること。

ニ. その他

- ・ その他の共用設備（給水機、自動販売機など）や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な（1日数回）消毒を行うようにすること。この場合、学生

が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられること。

- ・ 清掃を学生自身が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにすること。

③その他の平時の対策

- ・ 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管すること。
- ・ 発熱や体調不良があるものは居室内（可能なら個室）に隔離すること。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合⁴、「④新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行うこと。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、医療機関に相談すること。
- ・ 手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上（入手困難な場合は60%以上）を使用すること。
- ・ 物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用すること。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。
- ・ リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行うこと。

④新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応

疑い例が寮内で発生した場合、「③その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行うこと。

- ・ 濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・ 個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1メートル以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・ 疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行うこと。

⁴ 発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの（「疑い例」という。）であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、保健所等に相談してください。

- ・ 直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある
- ・ 居住地（寮の所在地を含む）において新型コロナウイルス感染症の市中感染により、多くの患者が報告されている状況にある

3. 感染者が生じた場合の対応に関する留意事項

(1) 感染者が生じた場合の基本的な考え方

各大学等におかれては、学生の学修機会の確保するための工夫とともに、学内における感染を防止するための対策を講じていただくようお願いしているところですが、どんなに感染対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合等において迅速かつ的確に対処できるよう準備いただくことも必要です。このためには、大学等が所在する自治体の衛生主管部局との連携や、学内における保健管理体制の構築に取り組んでいただくことが重要です。

文部科学省において聞き取りを行った大学等の中には、学内に感染者又は感染の疑いがある者が生じた場合の対応フロー等の策定に当たって、学内の保健衛生を専門とする教員の知見を活用している例や、学内に設置されている診療所の職員の意見を聞いている例、管轄の保健所との情報交換を行っている例などがありました。

また、学生をはじめとする大学等の関係者に感染が確認された場合には、当該感染者や濃厚接触者が差別・偏見・誹謗中傷等の対象にならないよう、十分な配慮・注意が必要です。この点について、文部科学省としても、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、誰もが感染するリスクがあるという前提の下、大学等が所在する地域社会にも向けたメッセージとして、感染した学生や教職員、大学等の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが重要である旨を発信しています。

(2) 具体的な対応方策

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者等）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者等）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が大学等において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、必要な協力をお願いします。

学内に感染者が生じた場合の具体的な対応については、6月通知においてもお示しをしておりますが、以下に改めて留意事項を示しますので御参照ください。

① 学生や教職員に感染者が発生した場合の措置

また、学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校衛生マニュアルを参照しつつ、各大学等において、当該学生に対し、学校保健安全法⁵（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置をとること。ま

⁵ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）
（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

た、感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとすること。

②校舎内の消毒

学生等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して消毒を行うが、必ずしも施設全体について行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにすること。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされていること⁶。

なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間から72時間くらいと言われており⁷、消毒ができていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられること。

大学の職員が自ら消毒を行う場合には、学校衛生マニュアルに記載の「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」も参照いただきたいこと。

③臨時休業等の実施

学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断すること。

なお、学校の臨時休業を行うのは、保健所の調査等により、感染者の学内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合であり、学内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、全部又は一部の臨時休業を判断することが適当であること（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業の必要はないこと）。

臨時休業の実施の有無を判断する際には、具体的に、以下の考慮事項が考えられること。

イ. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認する。屋外で主に活動し

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

⁶ 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参照。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

⁷ 新型コロナウイルスについては、「物の表面についてのウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされている。厚生労働省ホーム・ページ参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

ていた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認すること。

ロ. 接触者の多寡

- ・ 上記「イ。」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認すること。

ハ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えること。

ニ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まること。
- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の学生や教職員に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えること。

ホ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難であること。

感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討すること。

④文部科学省への報告

大学等において感染者が生じた場合にあっては、引き続き、その旨を文部科学省に御報告いただきたいこと。その際、当該感染者が外国人留学生や附属病院の従業者等であったとしても、各学校の設置種別に応じて、文部科学省担当課へ御連絡をいただきたいこと。

大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査

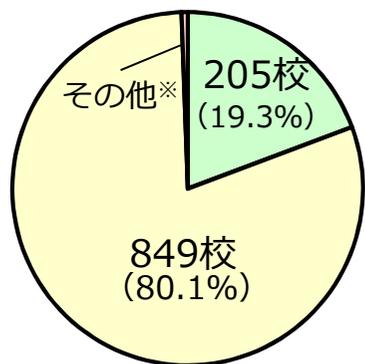
別添

(調査の概要)

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の**本年度後期等の授業の実施形態等**について調査し、全国の状況を把握するもの。

後期授業の方針

○後期授業では、**ほぼ全ての大学が対面授業を実施**。
うち8割が、対面と遠隔の併用を予定。



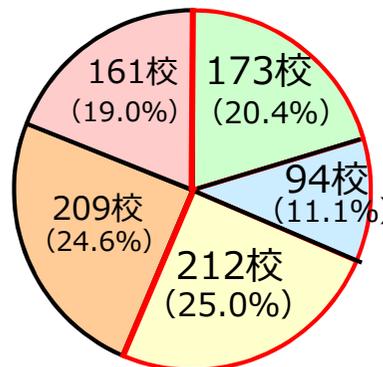
（前回調査（7月1日時点）では、約2割が全面对面、約6割が併用、残り約2割が全面遠隔。）

- 全面对面
- 併用
 - ・対面授業を検討中
 - …5校（0.5%）
 - ・全面的に遠隔授業を実施
 - …1校（0.1%）
- *その他

N=1060校

対面・遠隔の併用割合

○対面・遠隔を併用する大学のうち、**約6割が、おおむね半分以上で対面授業を実施**する予定。

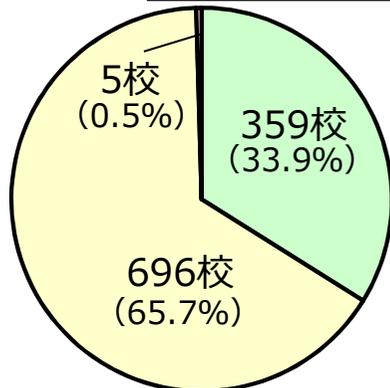


- ほとんど対面
- 7割が対面
- おおむね半々
- 3割が対面
- ほとんど遠隔

N=849校

施設の利用可否の状況

○後期から、**全ての大学で施設利用が可能**となる予定。**全面的に可とするのは約3割**。

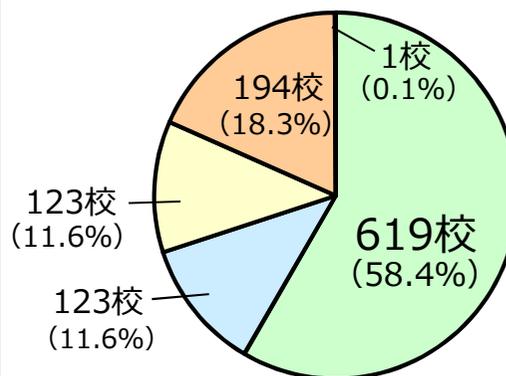


- すでに全面的に可能
- すでに一部可能
- 後期から利用可能

N=1060校

週に2日以上キャンパスに通える学生の割合

○**約6割の大学が、後期において、おおむね全員の学生が週に2日以上通学できると回答**。



- おおむね全て
- 2/3程度
- 半分程度
- 半分未満
- 原則入構しない

N=1060校

大学等における感染対策を講じた授業の工夫や学生への配慮の例

対面授業の再開と感染予防を両立する取組の例

- 実験や実習などの実際に手を動かして学ぶ必要のある科目や、芸術系大学における実技・レッスンなど、**指導上の必要性や学生からの要望**を踏まえ、**優先順位を設けて対面授業を順次実施**している例（東京藝術大）
- 各座席の四方に一定の間隔を空けて教室を利用できる場合には、対面授業を実施することとするなど、**感染対策上の基準（ガイドライン）を設けて対面授業を順次実施**している例（筑波大）
- **1つの授業クラスを2教室に分割**し、片方には対面による授業を、他方にはリアルタイムでの配信授業を行い、これを交互に入れ替えることで、**クラスの少人数化による感染対策と対面授業を両立**している例（浜松医科大）
- 遠隔授業を行う科目でも、2回は**対面で学生とコミュニケーションをとる機会**を設けることを推奨するなど、対面による指導の機会を確保するための**全学的な目標を設定して取り組んでいる**例（名古屋大）
- 学内での「3つの密」を避けるため、1日当たりの学内滞在人数を削減する一方、**1年生が履修する科目について優先的に対面授業を実施**するなど、**大学の学修に慣れない1年生に配慮**している例（高知工科大）
- 対策基準や希望を踏まえて対面授業を順次実施するとともに、バス停、学食、ラウンジ、自習スペースなど**リアルタイムの施設混雑状況をアプリを通じて公開し、通学に伴う感染防止行動を促進**している例（桜美林大）

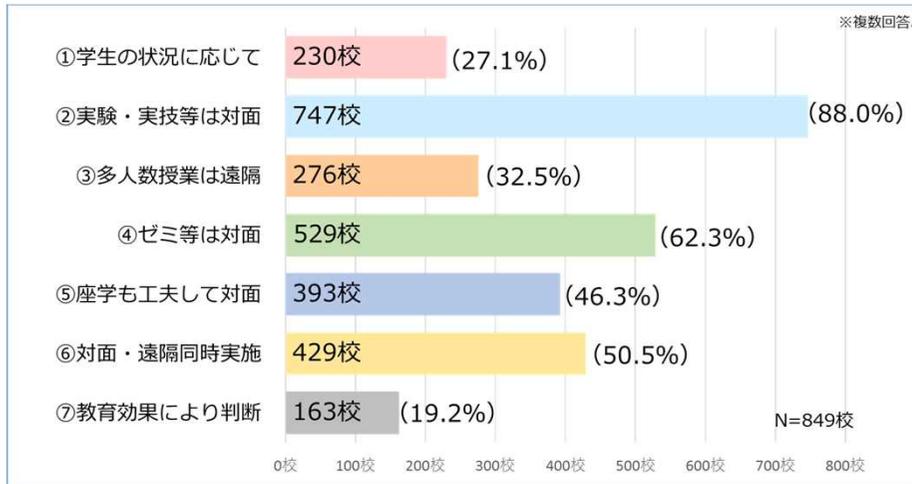
学生への配慮（交流機会の設定等）の例

- **例年実施している1年生へのガイダンス**は、学生の交流や学修の導入としての重要な機会であることから、手洗い励行・マスク着用等の感染対策を徹底の上、**時間を短縮して今年度も実施**することとした例（鹿屋体育大）
- **大学の学修に慣れず、学生同士の関係がまだ構築されていない1年生に対して**、オンラインでの交流機会を設けるほか、**感染対策を講じた上での交流イベントの実施**など、キャンパスでの交流の機会を設けている例（宮城大学）
- 学生相談室で行っている臨床心理士による相談について、通常の対面方式に加えて**ウェブ会議システムやメールを用いての受付にも対応**することとしている例（大阪府立大）
- **図書館やPCルームなどの学内施設**について、感染対策のために**利用人数や利用時間を制限しながら開放**する一方、**図書の郵送貸出や複写サービスも継続**するなど、学生のニーズに合わせた対応を行っている例（東京都立大）

(参考データ)

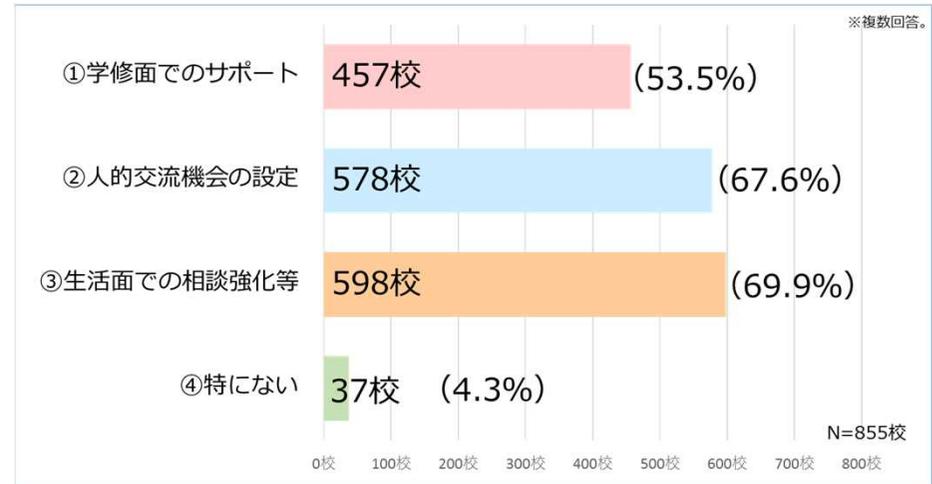
【対面・遠隔授業の併用の考え方】

○**実験・実技・実習**（約9割）や**少人数のゼミナール**（約6割）などにおいて、感染対策の上で対面授業で行うこととする大学等が多い一方、**多数の授業は遠隔**を用いたり、学生の状況に応じて使い分ける大学等もある（約3割）。



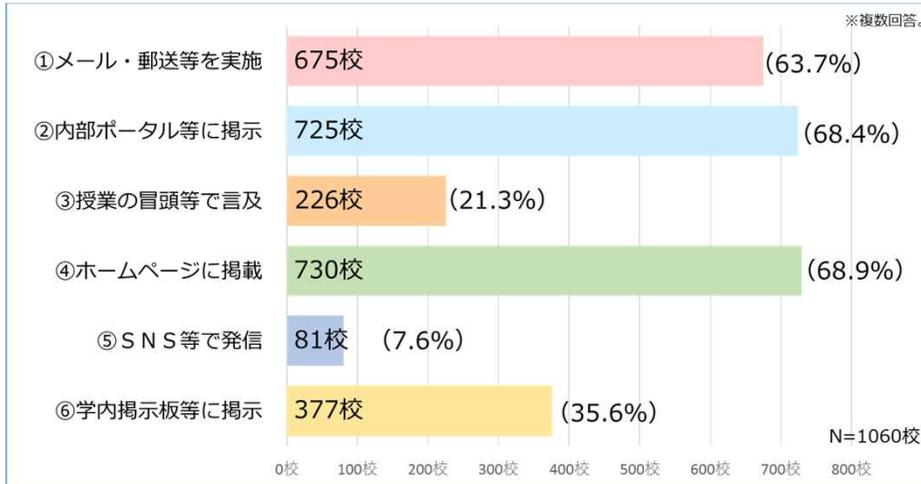
【新入生への対応】

○遠隔授業の実施に伴う影響を大きく受ける新入生への対応として、**約7割の学校が、学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会の設定や、生活面での不安を払しょくするための相談体制の強化等**を行っている。



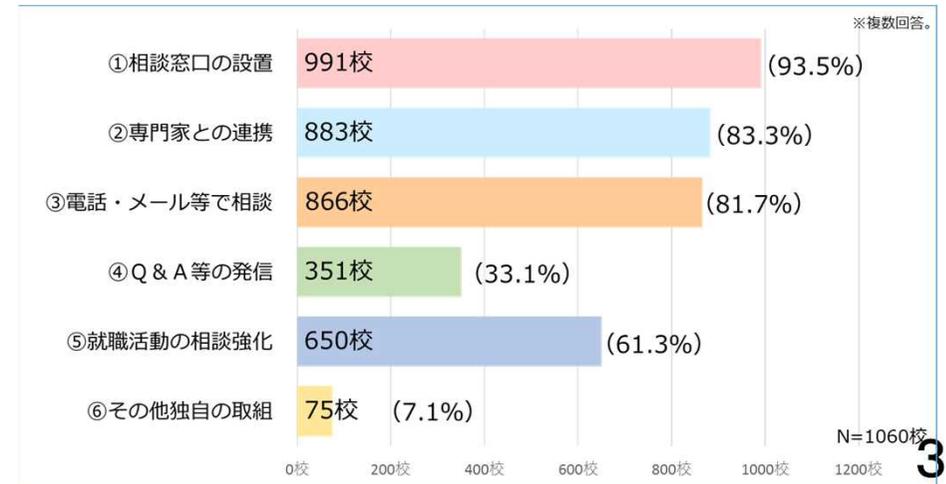
【学生への注意喚起の状況】

○学生等への注意喚起の実施手段としては、**約7割の大学等が内部ポータルなど学生が必ず目にする場所への掲示等**をしているほか、**約6割がメール送付など学生一人一人に確実に伝達できる方法**を用いている。



【学生のメンタルヘルス等のケア】

○不安や困難を抱える学生のメンタルヘルス等のケアのため、**約9割の大学等が学生に対応する相談窓口を設置、約8割の大学等が、カウンセラーや医師等の専門家との連携・電話やメール等での相談受付等**を実施している。



大学における後期等の授業の実施方針等に関する調査結果

※調査回収期間 令和2年8月25日～9月11日

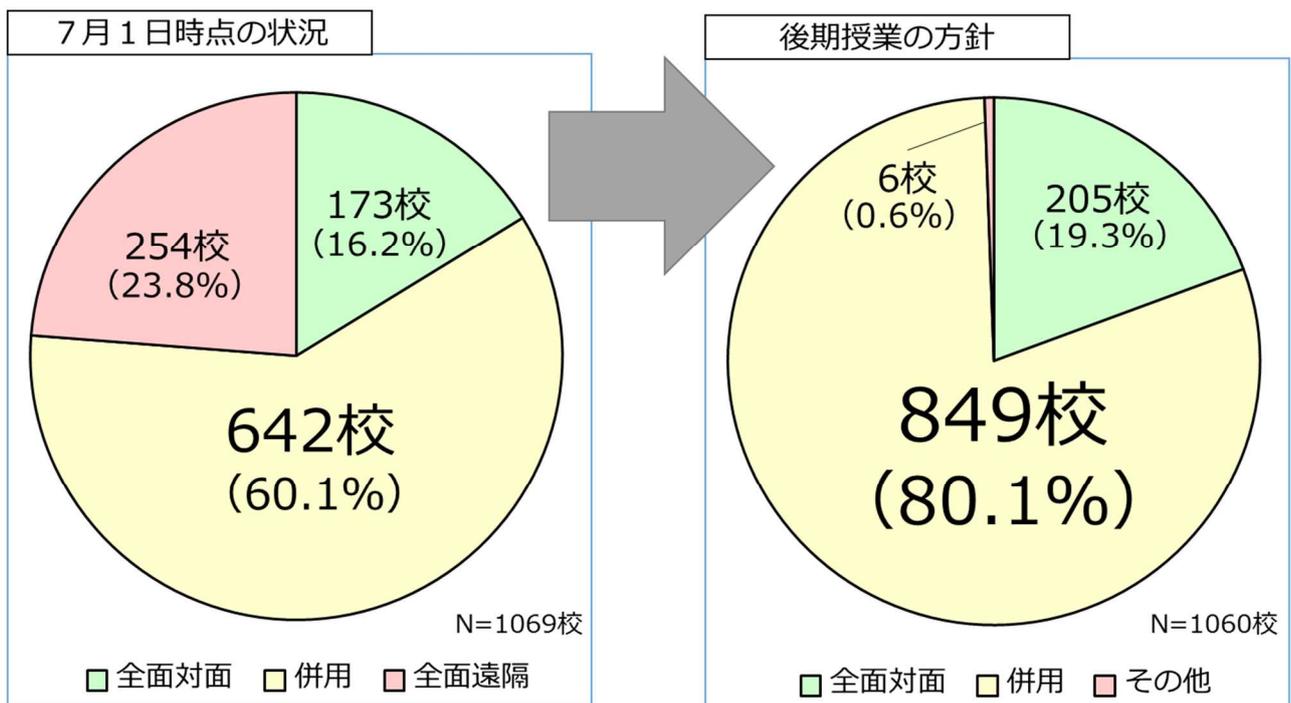
1. 令和2年度後期における授業の実施方針について

全国の大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）においては、ほぼ全ての大学等が対面による授業を実施予定。そのうち約8割が対面・遠隔授業の併用を予定。

	対面授業	対面・遠隔を併用	その他
国立大学	3校 (3.5%)	83校 (96.5%)	0校
公立大学	10校 (9.8%)	91校 (89.2%)	1校 (1.0%)
私立大学	160校 (19.6%)	650校 (79.8%)	5校 (0.6%)
高等専門学校	32校 (56.1%)	25校 (43.9%)	0校
(全体)	205校 (19.3%)	849校 (80.1%)	6校 (0.6%)

(※) 全国の国立大 86校、公立大 102校、私立大 815校、高専 57校（計 1060校）を母数としている。
 公立大学・私立大学には短期大学を含み、通信制課程のみを持つ大学を除く。
 その他の内訳は、対面授業を検討中とするもの5校、全面的に遠隔授業を実施するもの1校。

【7月1日時点の状況からの推移】

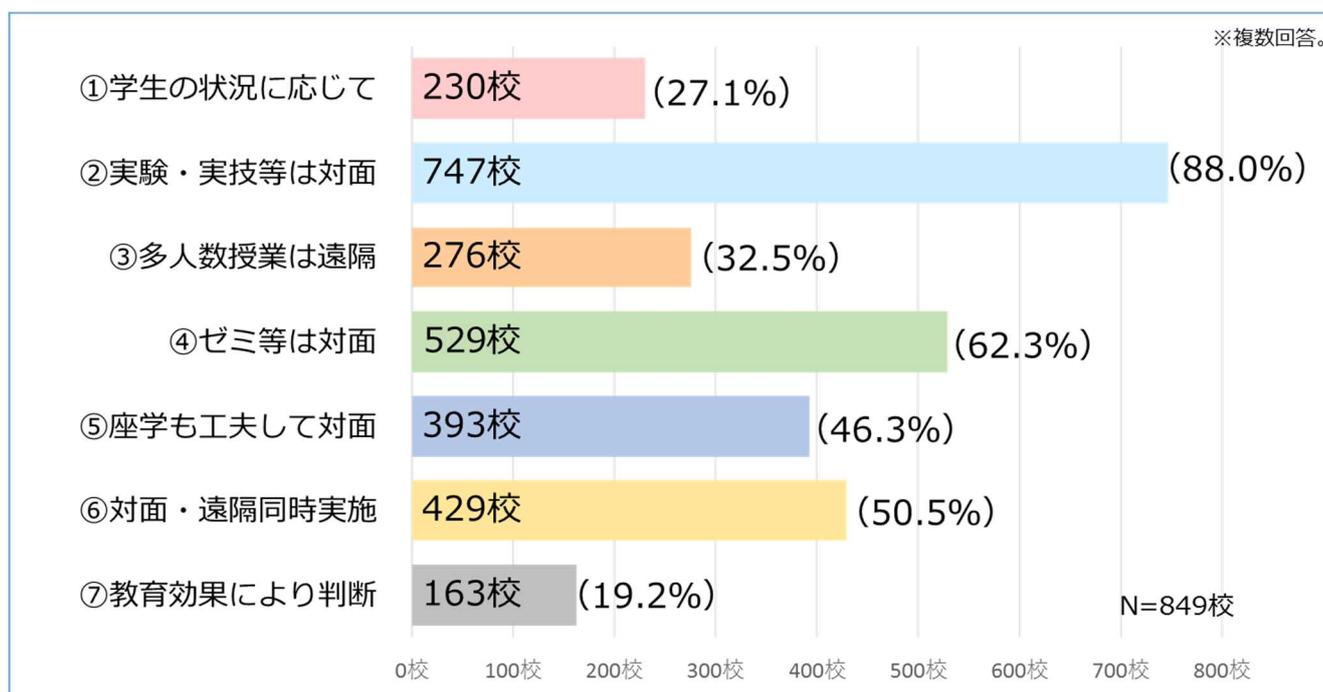


2. 対面・遠隔授業の併用の考え方について

本年度後期の授業で対面・遠隔授業を併用する予定の大学等に対して、併用の具体的な考え方として当てはまるものを複数回答で尋ねたところ、主として、

- ・ 実験・実習・実技など特に対面による指導が不可欠と判断される授業については、十分な感染対策の上で対面授業を行うとする学校が約9割
- ・ 少人数での対話を中心とする演習（ゼミナール）等の授業については、十分な感染対策の上で対面授業を行うこととする学校が約6割
- ・ 対面授業の内容の同時中継や、収録によるオンデマンド配信など、一つの授業に対して対面・遠隔授業を同時に用いるとする学校が約5割

等の結果が示されている。すべての選択肢と回答結果は以下のとおり。



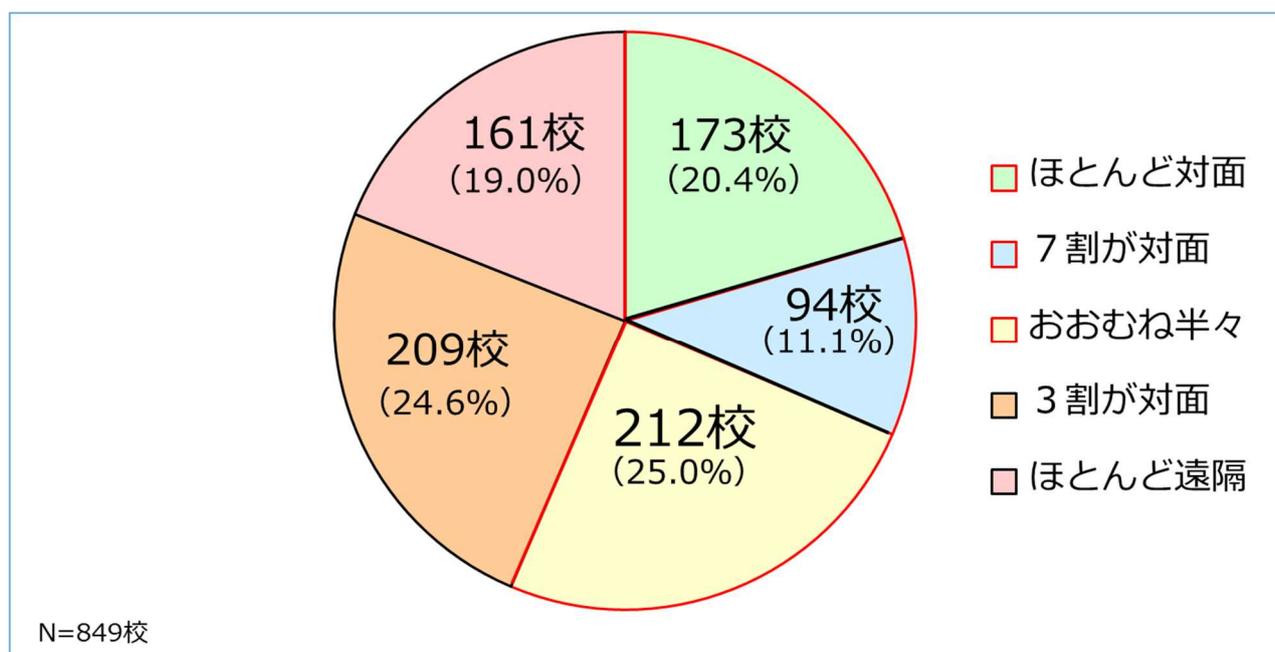
(※) 母数は本年度後期授業において対面・遠隔授業を併用する予定とした学校で、複数回答。

3. 対面・遠隔授業の割合について

本年度後期の授業で対面・遠隔授業を併用する予定の大学等に対して、両者の割合がどの程度になると見込まれるかを尋ねたところ、約6割が、授業全体のおおむね半分以上で対面授業を実施予定。

	ほとんど対面	7割が対面	おおむね半々	3割が対面	ほとんど遠隔
国立大学	6校 (7.2%)	6校 (7.2%)	22校 (26.5%)	43校 (51.8%)	6校 (7.2%)
公立大学	17校 (18.7%)	9校 (9.9%)	20校 (22.0%)	24校 (26.4%)	21校 (23.1%)
私立大学	138校 (21.2%)	76校 (11.7%)	165校 (25.4%)	140校 (21.5%)	131校 (20.2%)
高専	12校 (48.0%)	3校 (11.1%)	5校 (25.0%)	2校 (8.0%)	3校 (12.0%)
(全体)	173校 (20.4%)	94校 (11.1%)	212校 (25.0%)	209校 (24.6%)	161校 (19.0%)

【全体の状況グラフ】

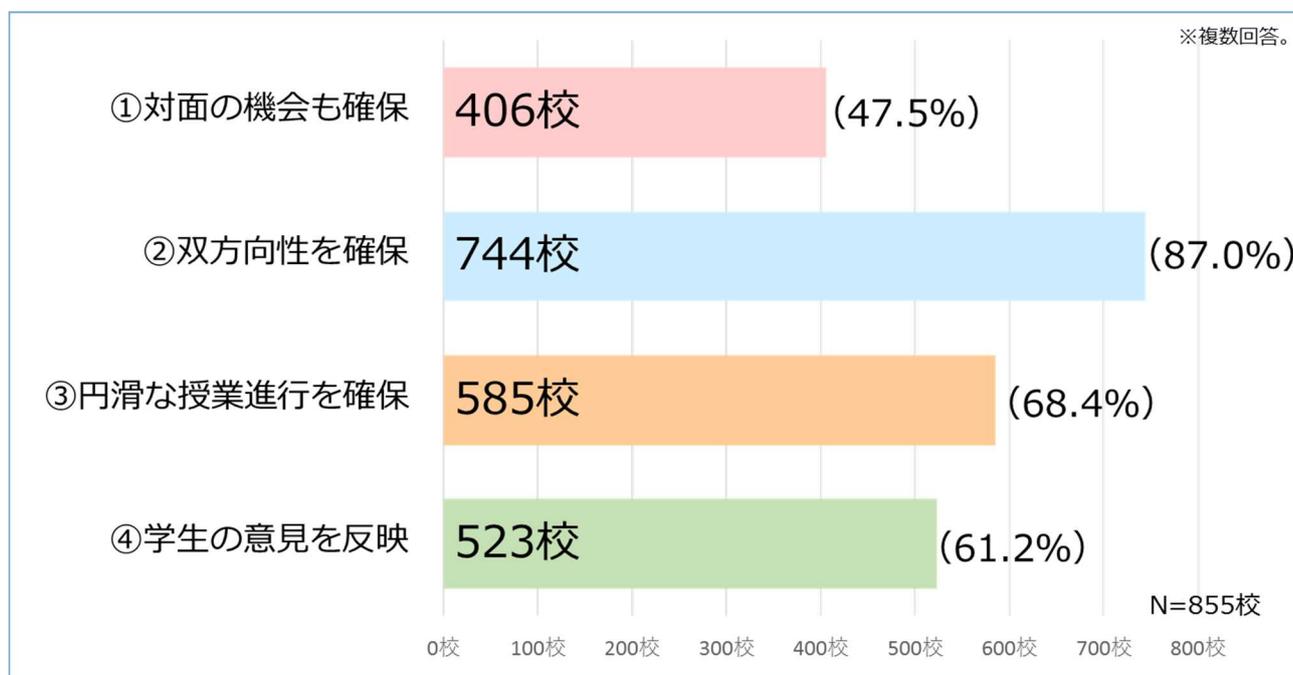


(※) 母数は本年度後期授業において対面・遠隔授業を併用する予定とした学校で、択一回答。

4. 遠隔授業を実施する場合の対応について

(1) 遠隔授業の質の確保のために留意している事項

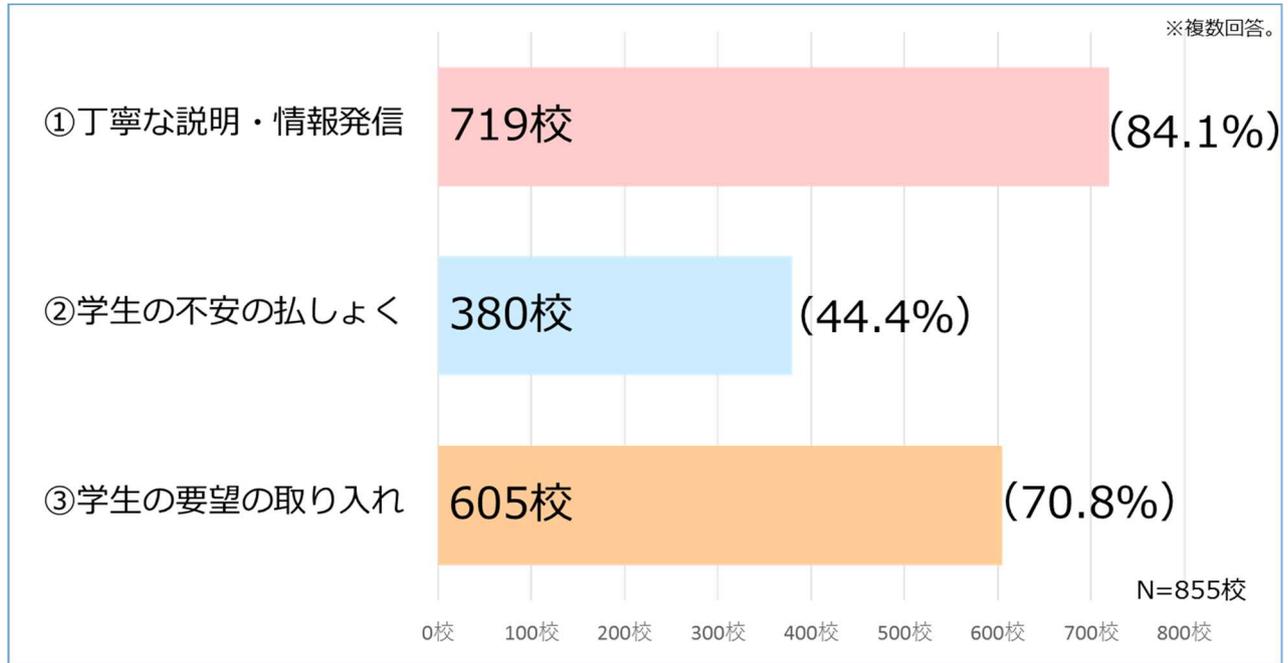
本年度後期の授業の一部又は全部を遠隔授業によって行う予定の大学等における、遠隔授業の質を確保するために留意している事項としては、約9割の学校が授業における双方向性の確保に留意しており、約7割がICT機器の使用に関する研修の実施等による円滑な授業進行の確保に留意。



(※) 母数は本年度後期授業において全面的に対面授業を実施するとした以外の学校で、複数回答。

(2) 遠隔授業の実施に当たり、学生の理解を得るために取り組んだ事項

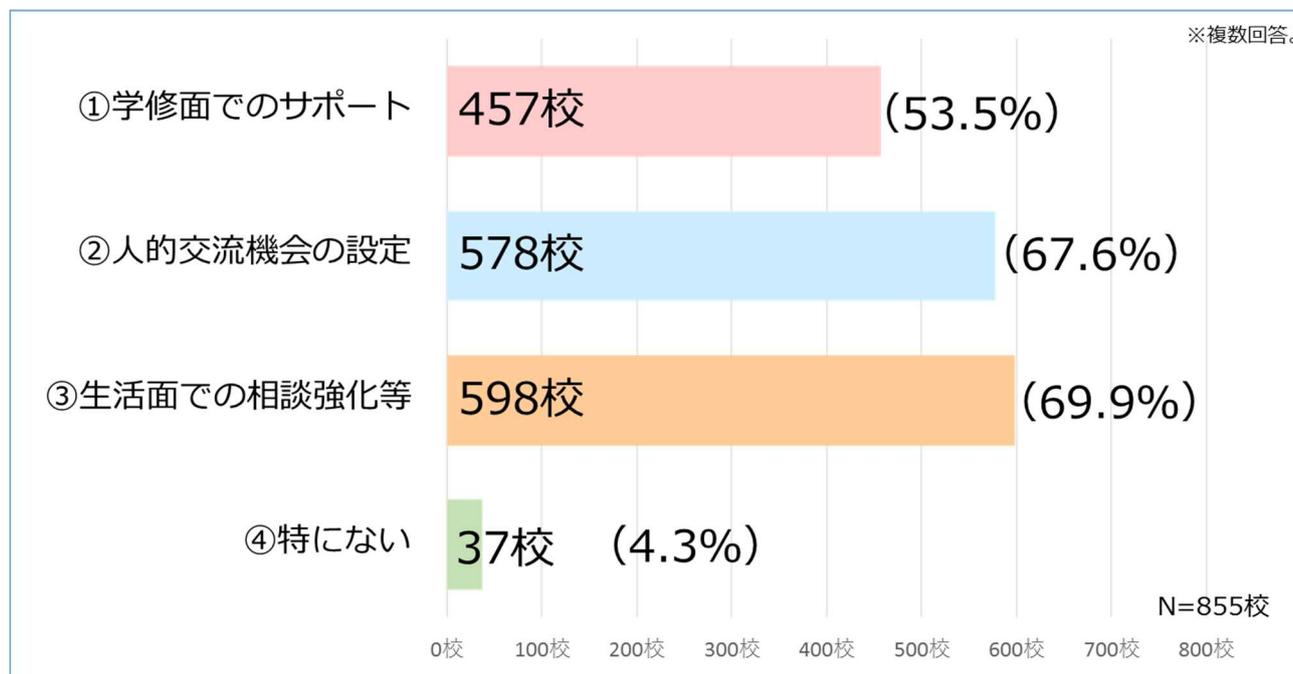
本年度後期の授業の一部又は全部を遠隔授業によって行う予定の大学等において、学生に理解を得るために取り組んだ事項としては、約8割の学校が学生に対する丁寧な説明・情報提供に努めており、約7割が、学生の要望や意見を取り入れながら、遠隔授業の留意点について学内の教員等に周知を実施。



(※) 母数は本年度後期授業において全面的に対面授業を実施するとした以外の学校で、複数回答。

(3) 新入生等への対応として取り組んだ事項

本年度後期の授業の一部又は全部を遠隔授業によって行う予定の大学等において、遠隔授業の影響を大きく受けると考えられる新入生等への対応として講じている措置としては、約7割の学校が学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会の設定や生活面での不安を払しょくするための相談体制の強化等に取り組んでいる。



(※) 母数は本年度後期授業において全面的に対面授業を実施するとした以外の学校で、複数回答。

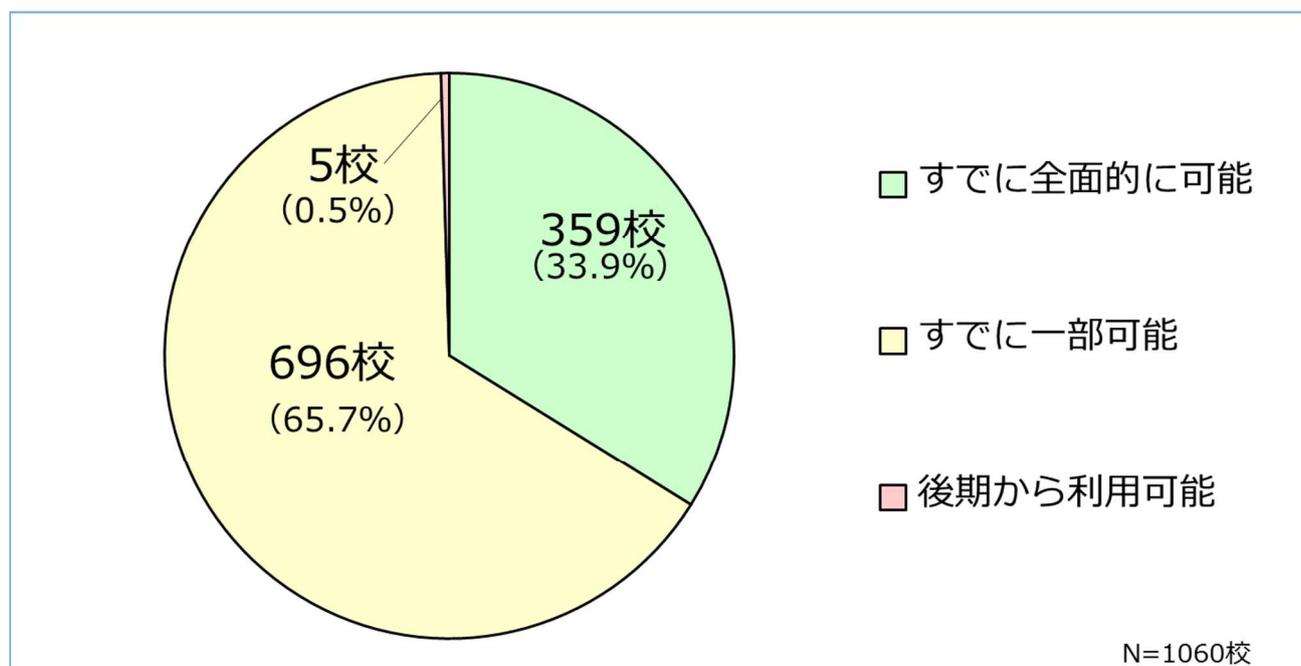
5. 学内施設の利用可否について

後期から、全ての大学等において、一部利用可能を含めて施設利用が可能となる予定。全面的に可とするのは約3割で、一部を制限している大学等における具体的な制限の内容としては、利用目的による制限や許可・申請制などの手続が多く見られる。

(施設の利用可否の状況)

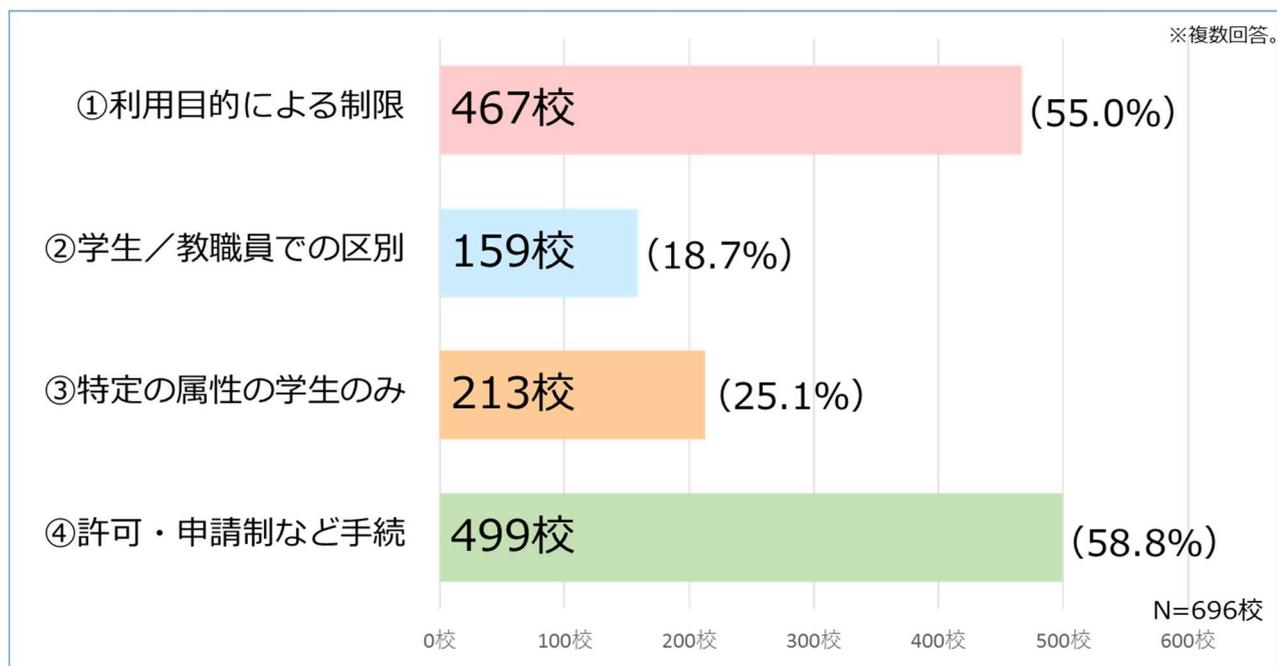
	すでに全面的に可能	すでに一部可能	後期から利用可能
国立大学	12校 (14.0%)	74校 (86.0%)	0校
公立大学	28校 (27.5%)	74校 (72.5%)	0校
私立大学	291校 (35.7%)	519校 (63.7%)	5校 (0.6%)
高等専門学校	28校 (49.1%)	29校 (50.9%)	0校
(全体)	359校 (33.9%)	696校 (65.7%)	5校 (0.5%)

【全体の状況グラフ】



(※) 全国の国立大 86 校、公立大 102 校、私立大 815 校、高専 57 校 (計 1060 校) を母数としている。
公立大学・私立大学には短期大学を含み、通信制課程のみを持つ大学を除く。

【具体的な制限の内容】



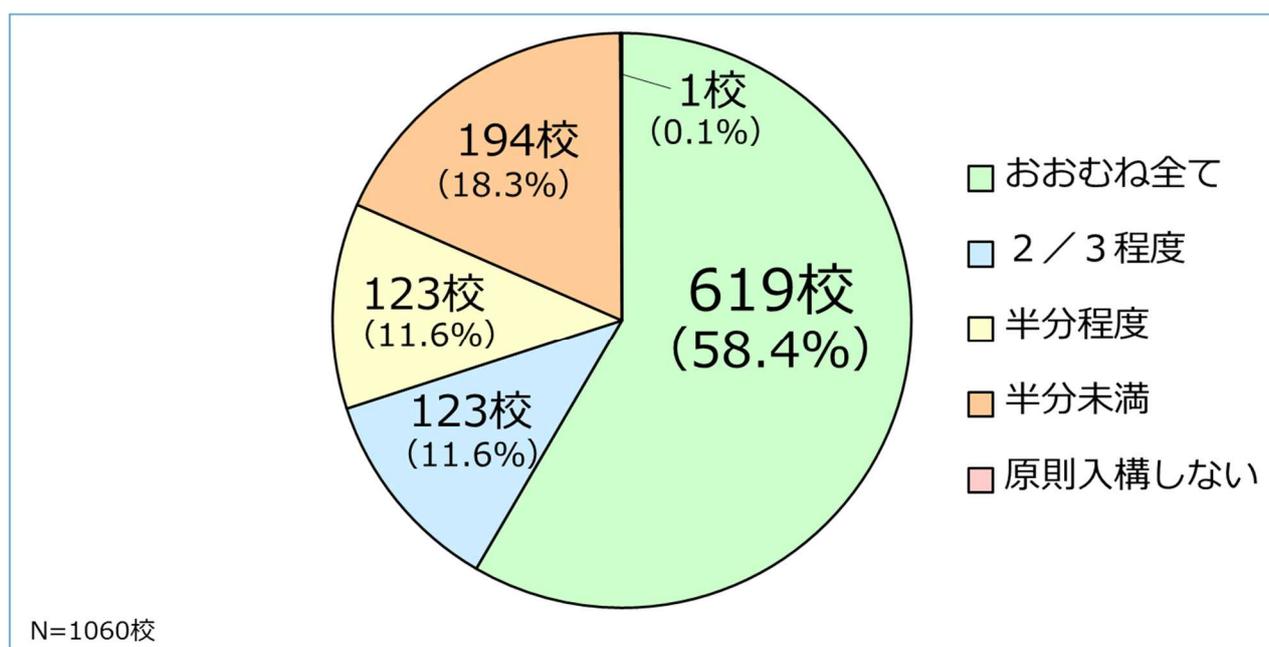
(※) 母数はすでに施設利用が一部可能と回答した学校で、複数回答。

6. 1週間に2日以上キャンパスを訪れることができる学生の割合について

本年度後期において、どの程度の学生が1週間に2日以上キャンパスを訪れることができると見込まれるかを尋ねたところ、おおむね全ての学生が訪れることができると見込まれると回答した大学等が約6割。

	おおむね全て	2／3程度	半分程度	半分未満	原則入構しない
国立大学	33校 (38.4%)	10校 (11.6%)	18校 (20.9%)	25校 (29.1%)	0校
公立大学	57校 (55.9%)	11校 (10.8%)	10校 (9.8%)	23校 (22.5%)	1校 (1.0%)
私立大学	479校 (58.8%)	101校 (12.4%)	93校 (11.4%)	142校 (17.4%)	0校
高専	50校 (87.7%)	1校 (1.8%)	2校 (3.5%)	4校 (7.0%)	0校
(全体)	619校 (58.4%)	123校 (11.6%)	123校 (11.6%)	194校 (18.3%)	1校 (0.1%)

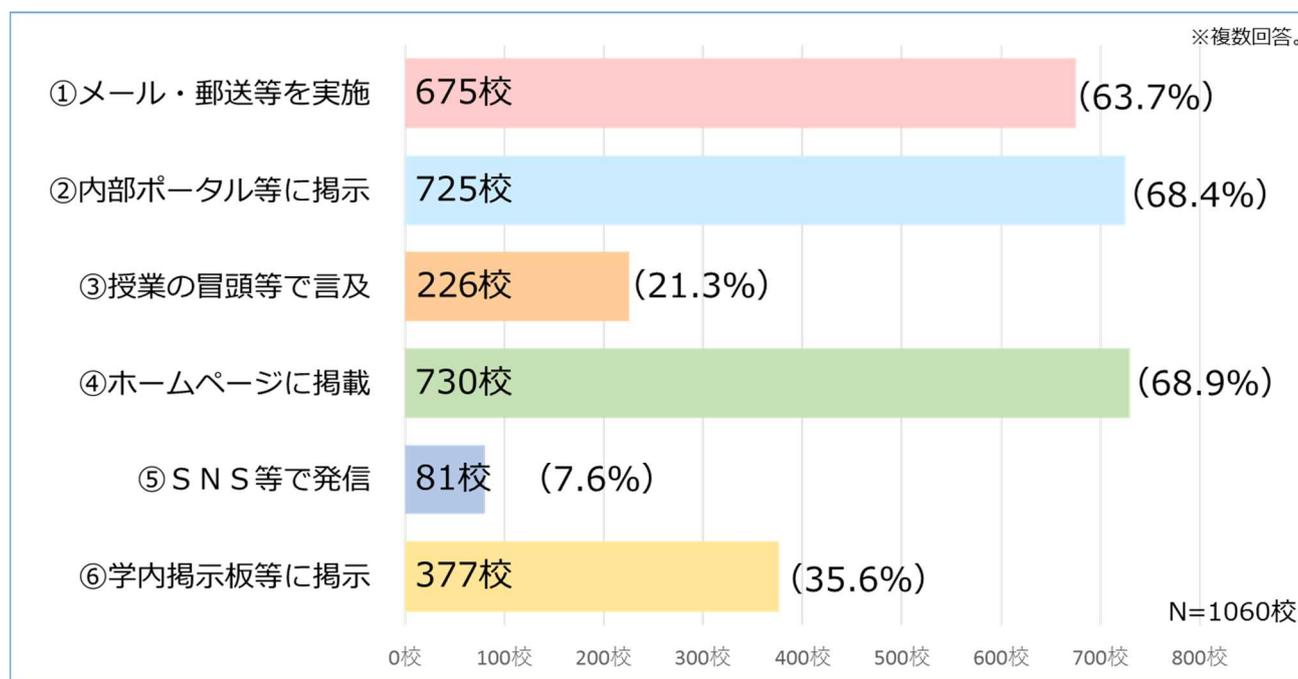
【全体の状況グラフ】



(※) 全国の国立大 86 校、公立大 102 校、私立大 815 校、高専 57 校 (計 1060 校) を母数としている。
公立大学・私立大学には短期大学を含み、通信制課程のみを持つ大学を除く。

7. 学生等への注意喚起について

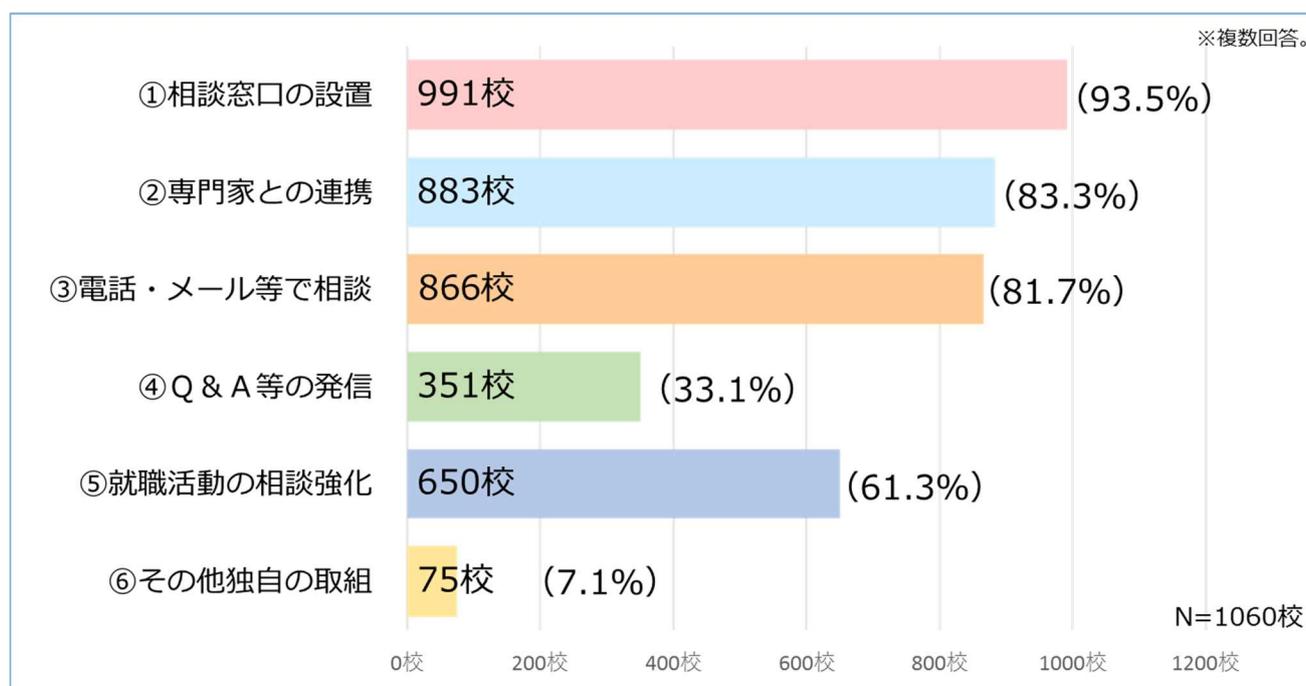
感染リスクを高める行動に関する学生や教職員への注意喚起については、すべての大学等が実施。具体的な実施方法としては、約7割の大学等が内部ポータルなど学生が必ず目にする場所への掲示等を行っているほか、約6割がメール送付など学生一人一人に確実に伝達できる方法で実施。



(※) 全国の国立大 86 校、公立大 102 校、私立大 815 校、高専 57 校 (計 1060 校) を母数としている。
公立大学・私立大学には短期大学を含み、通信制課程のみを持つ大学を除く。

8. 学生のメンタルヘルス等のケアについて

新型コロナウイルス感染症の影響により不安や困難を抱えている学生のメンタルヘルス等のケアのための取組としては、9割の大学等が学生に対応する相談窓口を整備しているほか、8割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等でも相談を受け付ける体制の整備を実施。就職活動に関する相談体制の強化等についても、6割の大学等が実施。



(※) 全国の国立大 86 校、公立大 102 校、私立大 815 校、高専 57 校 (計 1060 校) を母数としている。
公立大学・私立大学には短期大学を含み、通信制課程のみを持つ大学を除く。